

佐賀県選挙管理委員会告示第 39 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に
行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを
除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説
会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、多
久市選挙管理委員会から報告があった。

平成 29 年 10 月 6 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	施設の所在地
東多久社会体育館	多久市東多久町大字別府 3288 番地 1
南多久社会体育館	多久市南多久町大字下多久 6103 番 地 2
納所社会体育館	多久市東多久町大字納所 2577 番地 1
緑が丘社会体育館	多久市北多久町大字小侍 1100 番地 1
北多久社会体育館	多久市北多久町大字多久原 7025 番 地 2